

P T A ・ 青少年教育団体共済法案（衆第一九号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、青少年の健全な育成と福祉の増進に資するため、P T A 及び青少年教育団体の相互扶助の精神に基づき、その主催する活動における災害等についてこれらの団体による共済制度を確立しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、P T A（学校教育法第一条に規定する学校（大学を除く。）に在籍する幼児、児童、生徒若しくは学生（以下「児童生徒等」という。）の保護者及び当該学校の教職員で構成される団体等をいう。）及び青少年教育団体（青少年の体験活動その他青少年の健全な育成を目的とする活動を行う社会教育関係団体等をいう。）は、一般社団法人等を設立し、行政庁の認可を受けて、共済事業を行うことができることとする。

二、P T A が行うことができる共済事業は、P T A が主催する活動における児童生徒等、保護者及び教職員の災害、学校の管理下における児童生徒等の災害のほか、学校の管理下以外における児童生徒等の災害を対象とすること。

三、青少年教育団体が行うことができる共済事業は、これらの団体が主催する活動における青少年及び保護者等の災害を対象とすること。

四、行政庁は、共済事業の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済団体に対し、業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求め、立入検査を行うことができることとし、業務の改善等の監督上必要な命令をすることができることとする。

五、この法律中「行政庁」とあるのは、一の都道府県の区域を越えない区域において共済事業を行う旨を共済規程に定める共済団体については都道府県教育委員会、その他の共済団体については文部科学大臣とすること。

六、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。